

# 一般社団法人ドローンサービス推進協議会会員規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、当法人の会員の入会及び退会その他会員について必要な事項を定める。

## 第2章 会 員

### (会員種別)

第 2 条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人  
または団体
- (3) 公共会員 大学、研究機関等、当法人の目的に賛同して入会  
した団体
- (4) 名誉賛助会員 理事会が必要と認めた個人

### (会員の権利・特典)

第 3 条 正会員は、次の権利・特典を有する。

- (1) 当法人の社員としての権利（1個の議決権を含む）
- (2) 当法人が関わる活動等に対する情報の受領

2 賛助会員は、次の特典を有する。

- (1) 当法人が関わる活動等に対する情報の受領

3 公共会員は、次の特典を有する。

(1) 当法人が関わる活動等に対する情報の受領

4 名誉賛助会員は、次の特典を有する。

(1) 当法人が関わる活動等に対する情報の受領

(会員の義務)

第 4 条 会員は、この規程のほか、法令、定款、その他の規程及び規則等を順守しなければならない。

(勧告・指導)

第 5 条 当法人は、会員が前条の規定に違反した場合、当該会員に対し、勧告その他指導を行うものとする。

(入会手続及び会員資格)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、当法人の定める入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会の申込みがあったとき、理事会は、入会の可否を決議し、これを入会希望者に通知する。

3 正会員及び賛助会員は、前項の理事会において入会の承認決議があった後、当法人が第 6 条第 1 項の規定に基づく会費を受領した日から会員資格を得るものとする。

4 公共会員及び名誉賛助会員は、第 2 項の理事会において入会の承認決議があった日から、会員資格を得るものとする。

5 会員の入会日は、前二項に従った会員資格の取得を条件に、当法人が第 1 項の入会申込書を受領した日とする。

(年会費)

第 7 条 新たに入会する正会員及び賛助会員は、当法人の会費規程に基づき、会費を納入しなければならない。

- 2 2年目以降の年会費は、毎年4月から翌年3月までの1年分とし、毎年3月末日時点の正会員（設立時正会員を除く。）及び賛助会員は、当法人の会費規程に基づき、会費を納入しなければならない。

(任意退会及び資格喪失)

第 8 条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。但し、やむを得ない事由があるときを除き、1か月以上前に当法人に対して退会の申し出をしなければならない。

- 2 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 定款第10条の規定に基づき除名されたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

- 3 会員が前項によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。但し、未履行の義務を免れることはできない。

- 4 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に収めた入会金、会費及びその他の拠出金品を返還しない。

(会員名簿)

第 9 条 会員は、当法人の会員名簿に登録する。

- 2 会員は、氏名若しくは名称、住所、連絡先、担当者及びその他登録

内容に変更があったときは、速やかに当法人に届け出なければならない。

- 3 会員が前項の届出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

### 第3章 その他

(規程の改正)

第10条 本規程は、理事会の決議により改正するものとする。変更後の規程は、会員に告知する。

(雑 則)

第11条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附 則

この規程は、令和4年 3月 31日から適用する。